

令和 8 年度埼玉県教育局 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員の募集を行う。

1 任用期間

任用日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※ ただし、任用日から 1 か月（1 か月の勤務日数が 15 日に満たない場合には、勤務日数が 15 日に達するまで）は条件付採用（試用期間）となります。

2 任用予定人数

1 名

3 応募資格等

年齢・性別・学歴及び国籍は問いません。

ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

4 欠格事由

以下ア～オのいずれかに該当する者は、会計年度任用職員となり、又は選考を受けることができません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 主な業務

業務内容	業務の具体例
教育事務 (事務補助)	職員の人事・昇給に係る事務補助及び文書発送・受領・仕分け、パソコンを使用したデータ入力業務、資料整理等

6 勤務条件等

(1) 勤務地

埼玉県教育局東部教育事務所

所在地：春日部市大沼 1－76 春日部地方庁舎 2 階

(2) 勤務時間

週 29 時間

※ 1 週間の勤務日数及び 1 日の勤務時間は、所属の実情に応じて定めます。

※ 所定労働時間を超える労働はありません。

【参考：勤務時間の例】

・ 1 日 7 時間 15 分（午前 9 時 00 分から午後 5 時 15 分まで）、週 4 日

・ 1 日 6 時間（午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで）、週 4 日

及び 1 日 5 時間（午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで）、週 1 日

(3) 報酬等

ア 報 酬 月額 165,700 円～196,500 円

イ 諸 手 当 期末手当・勤勉手当（年 1 回：12 月）

※ 原則、任期 6 月以上で、基準日（12 月 1 日）に在職している場合のみに支給

ウ 費用弁償 通勤に係る交通費相当分を別途支給

※ 原則、通勤距離の片道が 2 km 未満の場合には支給されません。

エ 休 暇 等 あり（「埼玉県会計年度任用職員取扱要綱」による）

オ 社会保険 健康保険（共済短期給付等）、厚生年金保険、労災保険（又は公務災害補償）、雇用保険に加入

7 応募書類

(1) 履歴書

ア 厚生労働省履歴書様式例に則ったものを使用し、顔写真（3 か月以内に撮影したもの）を貼付してください。

イ 携帯電話番号や電子メールアドレス等、確実に連絡が可能な連絡先を記載してください。ファクシミリを利用できる場合は、ファクシミリの番号も記載してください。

(2) 選考結果通知用の封筒 1 枚 ※郵送による結果通知を希望する場合のみ

選考結果は、原則として履歴書記載の電子メールアドレス宛てに電子メールで通知しますが、郵送による通知を希望する場合は、長 3（120mm × 235mm）封筒に 110 円切手を貼り、あらかじめ自分の住所・氏名を記入したものを御提出ください。

8 応募方法

上記 7 の応募書類を下記 9 の宛先まで郵送または持参で提出してください。

提出期限：令和 8 年 8 月 12 日（水曜日）【必着】

※郵送の場合には封筒に朱書きで「教育局会計年度任用職員応募書類在中」と記載してください。

※簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

※応募書類の返却はしておりません。

9 書類の送付及び問い合わせ先

住所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-6622

担当：教育局教育総務部総務課 人事（事務局等）担当

10 応募後の流れ

（1）書類選考の実施

（2）（1）の合格者について、上記9の担当から面接選考の連絡

（3）面接の実施（令和8年8月中旬予定）

※面接会場は、春日部地方庁舎を予定しています。

（4）採否の結果について通知（令和8年8月中～下旬予定）

※選考結果（書類選考・面接）は、原則として履歴書記載の電子メールアドレス宛てに電子メールで通知しますが、郵送による通知を希望する場合は、応募時に選考結果通知用封筒を御提出ください。（郵送による通知を希望する場合、（2）の連絡は面接の日程により、電話で行う場合があります。）

11 任用後の身分等

埼玉県教育委員会の会計年度任用職員としての身分を有します。会計年度任用職員は地方公務員法の規定が適用され、違反した場合には、懲戒処分、分限、失職等の対象になる可能性があります。（下記「地方公務員法上の服務に関する規定」を参照）

（参考）地方公務員法上の服務に関する規定

- ・ 服務の根本基準
- ・ 服務の宣誓
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・ 信用失墜行為の禁止
- ・ 秘密を守る義務
- ・ 職務に専念する義務
- ・ 政治的行為の制限
- ・ 争議行為等の禁止
- ・ 営利企業等への従事等の制限（フルタイムで勤務する場合に限る。）

12 その他

- ・ 会計年度任用職員は一会計年度を単位とした任用であるため、地方公務員法上、再度同一の職務内容の職に任用された場合にあっても、新たな職に任用されたことと整理されます。（今回の応募に関し、任期の更新は予定しておりません。）